平成２７年（フ）第２２号
青森県八戸市大字是川字新田14番地１　市営住宅Ｂ２―16
債務者　小笠原和子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目１番地５クレアトール202号
債務者　小野寺富士子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月22日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３号
栃木県足利市小俣町3990番地203
債務者　森田　嘉子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第３１号
栃木県佐野市葛生東２丁目３番21号　和田アパート３
債務者　松井日出夫
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１１８号
静岡市清水区大沢町12番14号、旧住所静岡市清水区宮代町10番18号レストランニース２階
債務者　小林　栄之
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７２号
静岡市清水区伊佐布795番地の６
債務者　太田美代子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１号
愛知県豊川市二見町73番地　二見ハイツＡ棟202号、従前の住所愛知県豊川市中央通２丁目54番地の２
債務者　坂部　広仁
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１１７号
岡山市南区浦安本町100番の２地　慈圭病院、住民票上の住所岡山市北区十日市中町２番39―２号メゾン純208
債務者　安達　　徹
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１１号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目８番２号
債務者　中川　敏政
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５５号
神奈川県鎌倉市植木559番地１　ラブリーメゾン101
債務者　櫻澤　泰介
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８６号
東京都三鷹市中原３丁目２番29号
債務者　福田　理砂
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
栃木県栃木市神田町９番12号
債務者　山中　享子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第５２５号
横浜市栄区公田町165番地１　ライオンズマンション本郷台304号
債務者　神田　正夫
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２６号
横浜市栄区公田町165番地１　ライオンズマンション本郷台304号
債務者　神田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３号
長崎県佐世保市黒髪町30番23号、前住所長崎県佐世保市黒髪町193番地３
債務者　池田　陽子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係